

####年 ##月 ##日

愛知県知事 殿

ファミリーシップ宣誓継続申告書

県と調整して決定した
継続申告日を記入

愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱第 17 条の規定に基づき、以下のとおり申告します。

- ・ 転出地である自治体から、要綱第 5 条に規定する受理証明書等に類する書類として、パートナーシップ又はファミリーシップ関係にある旨の宣誓に係る書類を交付されたこと
 - ・ 愛知県ファミリーシップ宣誓制度実施要綱に規定するファミリーシップの関係にあること
- なお、申告があったことを転出地である自治体に通知することに同意します。

継続申告者

宣誓者自書

ふりがな	〇〇〇 〇〇〇	△△△ △△△
氏名又は 通称名	〇〇 〇〇	△△ △△
生年月日	XXXX 年 XX 月 XX 日	YYYY 年 YY 月 YY 日
電話番号	XXX-XXXX-XXXX	YYY-YYYY-YYYY
新住所	〒 WWW-WWWW 愛知 マンション等にお住まいの方は、建物名・部屋番号まで記入してください。 <input type="checkbox"/> 転居 県内への転入予定者の場合は、転居予定に✓を入れ、旧住所に現住所を記入し、新住所の欄は空欄にしてください。	
旧住所	〒 YY YYY	
県内への転入 前に利用して いた制度名	YYY 県パートナーシップ宣誓制度	

子を始めた近親者等（受理証明書等に記載を希望する場合のみ、御記載ください。）

ふりがな	〇〇〇 ×××	生年 月日	ZZZZ 年 ZZ 月 ZZ 日	続柄 子
近親者等の 氏名	〇〇 ××			
ふりがな	△△△ ●●●	生年 月日	AAAA 年 AA 月 AA 日	続柄 母
近親者等の 氏名	△△ ●●			
ふりがな	15 歳以上の近親者等の場合は、当該近親者等が自書してください。			
近親者等の 氏名		月日	年 月 日	
ふりがな		生年 月日	年 月 日	続柄
近親者等の 氏名				

※継続申告者の欄は自署してください。やむを得ない場合は代書が可能ですが、裏面に代書者の氏名等を御記入ください。なお、本制度は、婚姻とは異なり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

1 代書者（表面で、代書をする場合のみ記載）

ふりがな	△△△ ▼▼▼	代書者の氏名は戸籍名を 記入してください
氏名	△△ ▼▼	
住 所	愛知県 WWW 市 WWWWW	
代書理由のため	

2 表面に、通称名を使用している場合、以下に戸籍上の氏名（外国人の場合は、これに準じるもの）を記載

ふりがな	○○○ □□□	△△△ ▼▼▼
戸籍上の氏名	通称名を使用する場合は、社会生活において日常的に該当通称名を使用していることが 確認できる書類（社員証や学生証等の写し）を提出してください。	
通称名		

3 当初の宣誓日の記載希望

裏面に記載を希望する（ DDDD 年 DD 月 DD 日） 希望しない

4 確認事項

私たちは、下記の記載の内容が事実と相
を順守することを確認します。

どちらかにチェックを入れてください。
記載を希望する場合は、当初の宣誓日を記載してください。

※該当する項目の確認欄に（✓）を入れて下さい。（全ての項目にチェックが必要です）

確認欄	項 目	要 綱
<input checked="" type="checkbox"/>	互いを人生のパートナーとし、親密な関係に基づき永続性をもった生活共同 体を構築している又は構築することを約した関係及び、その関係のある 者の一方又は双方の子を始めとした近親者（三親等内の者）その他知事が適 当と認める者を含め、家族であると約した関係にあること。	第2条第1項
<input checked="" type="checkbox"/>	双方が成年に達していること。	第3条第1号
<input checked="" type="checkbox"/> 該当する番 号に○を付 けて下さい	双方の住所について、次のいずれかに該当すること。 ① 双方又はいずれか一方が県内に住所を有すること。 (2) 双方又はいずれか一方が県内への転入を予定していること。 (転入予定者： 転入予定日： 年 月 日)	第3条第2号
<input checked="" type="checkbox"/>	双方に配偶者がいないこと。なお、配偶者には、婚姻の届出をしていないが、 事実上婚姻関係と同様の事情にある者も含む。（宣誓者同士が事実上婚姻関 係と同様の事情にある場合は除く。）	第3条第3号
<input checked="" type="checkbox"/>	双方が他の者とパートナーシップ又はそれに類する関係にないこと。	第3条第4号
<input checked="" type="checkbox"/>	双方が民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができな いとされている者同士の関係にないこと。（ただし、共に宣誓をしようとす る者同士がパートナーシップに基づき養子縁組をしている場合は除く。）	第3条第5号
<input checked="" type="checkbox"/>	要綱第9条及び第11条に定める事項について、変更届又は返還届（受理証 明書等を添付）を提出しなければならないこと。	第9条 第11条

（変更等の届出）

第9条 第5条の規定により受理証明書等の交付
を受けた者は、第4条の規定により宣誓書に記載
した事項に変更が生じたときは、ファミリーシ
ップ宣誓書に関する変更届（様式第7号。以下「変
更届」という。）に、変更内容等が確認できる書
類及び受理証明書等を添えて知事に提出しなけれ
ばならない。

2 前項における本人確認は、第4条第4項の規
定を準用する。

3 知事は、変更届出の提出があったときは、そ
の内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対
し、変更後の受理証明書等を交付する。

（受理証明書等の返還）

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ファミリーシ
ップ宣誓書受理証明書等返還届（様式第9号。以下「返還届」という。）に受理証明書等
を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、第3号の場合であって、近
親者等と引き続きファミリーシップ関係の継続を希望する場合は、この限りでは
ない。また、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、返還届
の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の双方が共に県内に住所を有しなくなったとき。（第17条に定める
連携自治体へ転出した場合を除く。）
 - (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。
 - (5) その他前各号に掲げるもののほか、返還すべき事由が生じたとき。
- 2 前項における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。